

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（点字ブロック設置）					
地区名	一般県道平坂福清水線					
事業箇所	碧南市向陽町始め					
事業のあらまし	一般県道碧南高浜環状線は、碧南市中心部を縦断し高浜市に至る幹線道路である。当事業区間の周辺には市役所、文化会館等の公共施設、名鉄三河線碧南中央駅、小中学校、商業施設があり、歩道の利用が多い道路である。しかし公共施設、駅などを結んだ歩道に誘導ブロックの設置が無く、高齢者や障害者の方々の徒歩等の移動の安全を確保するよう地域から求められてきた。このため、高齢者や障害者の方々を始め一般通行者の安全で円滑な通行を確保することを目的に既設歩道に誘導ブロックを整備したものである。					
事業目標	【達成（主要）目標】 点字ブロックを設置し、バリアフリー空間を整備する。 【副次目標】 （事前評価時に設定した場合、記載する） —					
事業費	事業費		内訳			
	0.415億円		■工事費0.415億円、□用補費 億円、□その他 億円			
事業期間	採択年度	平成23年度	着工年度	平成23年度	完成年度	平成23年度
事業内容	点字ブロックの設置 L=900m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 点字ブロックを設置し、バリアフリー空間の整備を行った。 【達成状況に対する評価】 歩道に点字ブロックを整備したことにより、高齢者や目の不自由な方の安全性が向上した。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 — 【達成状況に対する評価】 —				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目的に対する効果が十分発現しているため、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目的に対する効果が十分発現しており、新たな問題点もないため改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	標準的な事業計画、工法、施工プロセスにより施工しているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					